限定承認公告

本籍愛知県名古屋市北区中丸町一丁目一番地、最後の住所名古屋市北区中丸町一丁目一番地中丸団地2棟六〇五号
被相続人　亡　渡邉　稔

右被相続人は平成三十年二月十一日頃から二十日頃までの間に死亡し、その相続人は平成三十年六月十四日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十五日
札幌市白石区栄通一五丁目四番二七号
限定承認者　千葉　和美

限定承認公告

本籍和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満二八二番地、最後の住所和歌山県和歌山市杭ノ瀬四六二番地二第二親和園
被相続人　亡　岸　彰

右被相続人は平成二十九年十二月二日死亡し、その相続人は平成三十年六月十一日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十五日
和歌山県和歌山市磯の浦四七〇番地五
限定承認者　岸　昇示

仮想通貨交換業の一部の廃止の公告

当社は、平成三十年七月二十七日をもって、仮想通貨交換業のうち、仮想通貨の交換等に関し負担する債務の履行及び当該仮想通貨交換業に関し管理するお客様の財産の返還又はお客様への移転以外の業務を廃止(仮想通貨交換業の一部を廃止)することといたしました。

資金決済に関する法律第六十三条の二十第五項に規定する仮想通貨交換業として行う仮想通貨の交換等に関し負担する債務の履行及び当該仮想通貨交換業に関し管理するお客様の財産の返還又はお客様への移転の方法につきましては、以下のとおりといたします。

お客様の金銭は、当社が適当と認める時期に、当社に登録されたお客様の金融機関口座への振込みその他当社が適当と認める方法により返還します。

お客様の仮想通貨は、当社所定の方法により、お客様の指定する仮想通貨ウォレットへの出庫その他当社が適当と認める時期及び方法により返還します。

以上、資金決済に関する法律第六十三条の二十第三項の規定により公告いたします。

平成三十年六月二十五日
東京都千代田区麹町三丁目五番二号
Payward Japan株式会社
代表取締役　渡邊　竜士

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金七億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年四月十六日
掲載頁　五十九頁(号外第八十五号)
平成三十年六月二十五日
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内
AMW特定目的会社
取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条の規定に基づき優先資本金の額を金十四億二千八百万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成三十年五月三十日付官報の号外第百十五号百二十頁に掲載されています。

平成三十年六月二十五日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
RSIC Tokyo Residence 1特定目的会社
取締役　鄭　武壽

定款変更につき通知公告及び全部取得条項付種類株式の取得に関する基準日設定公告

当社は、定款を変更して普通株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成三十年八月一日です。

また、当社は、全部取得条項が付された当社普通株式(以下「全部取得条項付種類株式」といいます。)の取得に係る本定時株主総会における決議に基づき、平成三十年五月十一日開催の取締役会において、平成三十年七月三十一日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の株主をもって、平成三十年八月一日を取得日として、その保有する全部取得条項付種類株式の全て(但し、当社の保有する自己株式を除きます。)を当社が無償取得することにいたしましたので公告します。

平成三十年六月二十五日
石川県白山市西新町一八四番地
ニッコーロジスティクス株式会社
代表取締役　布川　一哉

取消公告

平成三十年六月十九日(号外第一三一号)掲載の第二十二期決算公告(枠組)は取消します。

平成三十年六月二十五日
大阪市北区堂島二丁目三番二七号
オムロン住倉ロジスティック株式会社
代表取締役社長　高田　充康

正　誤

(印刷誤り)

平成三十年六月二十二日(号外第百三十五号)公布法律第六十四号中の「外務大臣臨時代理　国務大臣　菅　義偉」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
平成三十年三月三十日(号外第七十号)公布国土交通省令第十五号(基準点測量基礎計画及び基準点測量作業規程準則の一部を改正する省令)の一部を改正する省令(原稿誤り)				
二六二	上	表中改正後欄中一定)	(多角路線の選定)	(多角路線の選定)
〃	〃	表中改正前欄中〃定)	(多角路線の選定)	(多角路線及び三角網の選定)

平成三十年三月十四日(号外第五十二号)金融庁告示第十号(銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する件)(原稿誤り)

五ページ上段改正後欄一二行目と一三行目の間に次のように加える。

附　則

(国内基準行の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)

第五条　適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十条第二項(第十一条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同項中「別紙様式第十一号」とあるのは、「別紙様式第十二号」とする。

3　適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十四条第三項の規定の適用については、同項中「別紙様式第十一号により、前項第四号に掲げる事項は別紙様式第十二号」とあるのは、「附則別紙様式第三号により、前項第四号に掲げる事項は附則別紙様式第四号」とする。

(国内基準持株会社の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)

第六条　適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十五条第二項(第十六条において読み替えて準用する場合を含む。)及び第十七条第二項の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第十二号」とあるのは、「附則別紙様式第四号」とする。

五ページ上段改正前欄一二行目と一三行目の間に次のように加える。

附　則

(国内基準行の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)

第五条　適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十条第二項(第十一条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同項中「別紙様式第十一号」とあるのは、「附則別紙様式第十二号」とする。

3　適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十四条第三項の規定の適用については、同項中「別紙様式第十一号により、前項第四号に掲げる事項は別紙様式第十二号」とあるのは、「附則別紙様式第三号により、前項第四号に掲げる事項は附則別紙様式第四号」とする。

(国内基準持株会社の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)

第六条　適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十五条第二項(第十六条において読み替えて準用する場合を含む。)及び第十七条第二項の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第十号」とあるのは、「附則別紙様式第四号」とする。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　六月二十五日付第一三六号　一六〇ページ●同日付政府調達第一一七号四〇ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円(本体一、五二〇円)　本号一部一四〇円(本体一三〇円)(配送料別)